

柏市青少年連絡協議会会則の改正について

1. 目的

新型コロナウイルスのまん延を踏まえ、非集合形式書面決議をできるようにするため。

2. 内容

感染症のまん延防止の必要など会長がやむを得ない事情があると認めるとき

- ①相談員に議案事項の意見を求め、過半数以上の意見書が提出された場合、会長の決定をもって、議決に代えることができる。
- ②会長はその決定をしたときには、相談員に報告する。

柏市青少年相談員連絡協議会会則

改正前	改正後
第14条	第14条
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 総会は、会長が招集し全青少年相談員の過半数の出席をもって成立する。 ただし、出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。	3 総会は、 定期総会及び臨時総会ともに、次のいずれかの方法に基づいて開催する。 (1) 会長が招集し全青少年相談員の過半数の出席をもって成立する。 ただし、出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。 (2) 非常時等、会長により総会開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって議決とすることができる。
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)